

Rotary Yoneyama Memorial Foundation

公益財団法人 ロータリー米山記念奨学会

2022 学年度 ロータリー米山記念奨学生募集要項

日本の大学・大学院在籍者対象

公益財団法人 ロータリー米山記念奨学会は

**日本全国のロータリークラブ会員の寄付金を財源として
勉学、研究をして日本に在留している外国人留学生に対し
奨学金を支給し支援する、民間最大の奨学団体です。**

ロータリーとは

地域の人々の生活を改善したいという情熱をもって社会に役立つ活動に力を注いでいる、献身的な人々の世界的なネットワークです。異なる職業の人々が地域でロータリークラブという会合を持ち、職業を通して社会の発展と国際平和に貢献することを目的に活動している団体です。1905年アメリカ・シカゴで発足し、今では200以上の国と地域に広まり、クラブ数36,680、会員数1,193,804名(2021年4月16日 RI公式発表)に成長しています。日本では1920年に、東京で初めてロータリークラブが設立されました。現在、日本ではクラブ数2,237、会員数85,492名(2021年3月末現在)に達しています。

I はじめに

1 目的

ロータリー米山記念奨学会（以下「米山奨学会」と表記）は、留学生の優れた学業の達成を支援し、同時にカウンセラーや世話クラブとの交流を通じ、ロータリー精神を学び、国際理解を深め日本と母国との懸け橋となるなど国際親善に尽くす人材を育てることを目的としています。そのために求められる奨学生の資質は「①学業」、「②異文化理解」、および「③コミュニケーション能力」における熱意や優秀性にあります。

ロータリー米山記念奨学生（以下「米山奨学生」と表記）は、ロータリークラブを通して日本の文化、習慣などに触れ、社会参加と社会貢献の意識を育て、将来ロータリーの理想とする国際平和の創造と維持に貢献する人となることが期待されます。

- | | |
|---------------------|--|
| ①学業 | 学問に対する研究の目的・目標を明確にし、研鑽を重ねてその成果をあげる努力をする。 |
| ②異文化理解 | 異なる言語・文化・習慣などを理解する努力をする。 |
| ③コミュニケーション能力 | 人間関係における円滑なコミュニケーションを築き、自己の確立と共に他者を受入れる柔軟な姿勢をもつ。 |

2 特長

奨学生による支援だけでなく、ロータリークラブによる世話クラブとカウンセラーハウス制度があります。米山奨学生は、世話クラブの例会（会合）に毎月1回以上出席し、カウンセラーやロータリークラブ会員（以下「ロータリアン」と表記）との心のふれあいを通して真の国際・文化交流および相互理解を深め、ロータリーの奉仕の心を共に学びます。

3 ロータリー米山記念奨学生の義務

1. 米山奨学生は、世話クラブであるロータリークラブの例会へ毎月1回以上出席します。
2. 年2回、奨学生レポートを当会に提出します。
3. 例会での卓話（スピーチ）を行い、世話クラブおよびロータリー地区の活動に積極的に参加するなど、ロータリアンとの交流を通して相互理解を深める努力をします。
4. その他、奨学生の「確約書」に記載されている確約事項を遵守します。

4 奨学期間終了後も続くネットワーク（学友会活動）

米山奨学生の期間終了後も学友会活動を通して学友（元米山奨学生）同士のネットワークを広げ、ロータリークラブあるいはロータリー組織と連携した活動に参加することができます。

ロータリー米山記念奨学会学友会（元米山奨学生同窓会）は日本国内に33団体、海外では台湾、韓国、中国、タイ、ネパール、モンゴル、スリランカ、マレーシア、ミャンマーの9団体、計42団体あります。

II ロータリー米山記念奨学会の誕生とその歴史

1 9万人のロータリアンが支援

ロータリー米山記念奨学事業（以下「米山奨学事業」と表記）は、日本最初のロータリークラブの創立に貢献した実業家、米山梅吉氏の功績を記念して発足しました。1952年に東京ロータリークラブで始められたこの事業は、やがて日本の全クラブの共同事業に発展し、1967年、文部省（現在の文部科学省）の許可を得て財団法人ロータリー米山記念奨学会となり、また、新公益法人制度の施行に伴い、2012年1月4日をもって公益法人へ移行しました。ロータリー米山記念奨学金はすべて、日本のロータリアンからの寄付によって支えられています。

2 奉仕の人「米山梅吉」

米山奨学事業の記念の称号を付した米山梅吉氏（1868—1946）は、幼少にして父と死別し、母の手一つで育てられました。16歳の時、静岡県の長泉町から上京し、働きながら勉学に励みました。20歳で米国へ渡り、ベルモント・アカデミー（カリフォルニア州）ウェスレアン大学（オハイオ州）、シラキュース大学（ニューヨーク州）で8年間の苦学の留学生活を送りました。

帰国後、文筆家を志して勝海舟に師事しますが友人の薦めで三井銀行に入社し常務取締役となり、その後、三井信託株式会社を創立し取締役社長に就任しました。信託業法が制定されるといち早く信託会社を設立して、新分野を開拓し、その目的を“社会への貢献”とするなど、今日のフィランソロピー（Philanthropy）*の基盤を作りました。晩年は財団法人三井報恩会の理事長となり、ハンセン病・結核・癌研究の助成など多くの社会事業・医療事業に奉仕しました。

また、子どもの教育のために、はる夫人と共に私財を投じて小学校を創立しました。“何事も人々からしてほしいと望むことは人々にもその通りせよ”これは米山梅吉氏の願いでもありご自身の生涯そのものでした。“他人への思いやりと助け合い”的精神を身をもって行いつつ、そのことについて多くを語らない陰徳の人でした。

3 世界の平和を願って

敗戦後の復興が続く1952年、東京ロータリークラブの会員によって「米山基金設立」の構想が立てられました。そして、世界に“平和日本”的理解を促すことを願って募金が始めされました。このようにして、東京ロータリークラブから始まった事業は、その後日本国内全クラブの共同事業として発展しました。

「1カ月に1箱のタバコ代を節約して奨学金に」という合言葉から始まった米山奨学事業は、設立以来、累計で奨学金支給者数2万人を超え、国籍別では129の国と地域となりました。

* Philanthropy: 語源はギリシャ語の「フィラン（愛）」と「アンソロポス（人類）」から由来している。
人類愛・博愛などと訳され、今日では「社会貢献」と訳される。

III 2022 学年度 学部・修士・博士課程ロータリー米山記念奨学生募集要項

1 募集と選考の方法

奨学生の募集および申込みは、留学生奨学金担当者（以下「学校担当者」と表記）を通して行われる。日本のロータリーは34地区で組織・構成され、各地区に選考委員会（以下「地区選考委員会」と表記）を設けている。地区選考委員会が、地区とその近隣に所在する学校を指定し、被推薦者数を提示し、学内選考によって相応しい学生の推薦を募るシステムで募集を行う。指定校は地区選考委員会にて毎年協議され、8月初旬に公表される。指定校にて選抜された被推薦者に対し、地区選考委員会が書類審査・面接選考を実施する。面接は原則として日本語で行われる。なお、連合大学院に属する申込者は、直接指導を受け通学している学校を在籍校とみなし、その在籍校からの推薦が必要となる。また、複数キャンパスがある学校に属する申込者は、通学しているキャンパスの地区の枠での申込みとなる。いずれも指定校になっていることが条件となる。

2 募集人員

新規採用約600名（新規採用は継続者の辞退により変動がある）

3 対象

以下の項目にすべて該当する者とする。

- ① 2022年4月に、文部科学省が所管する日本の大学・大学院に在籍又は在籍予定の外国人留学生。
- ② 学位取得を目的としている者。
- ③ 長期履修学生制度の学生は対象としない。

4 応募資格

以下の項目にすべて該当する者とする。

(1) 国籍とビザについて

- ① 採用年の4月に日本以外の国籍を有する者。日本国籍を含まない重国籍および無国籍は日本以外の国籍とみなす。
- ② 採用年の4月に、勉学または研究のための在留資格「留学」で日本に在留している者、または日本の大学に在学中で法務大臣から「難民」の認定を受けている者で日本に在留している者とする。

※条件付き応募について：応募段階で、前述に該当せず変更予定の場合は、2022年3月25日までに、変更後の在留カード（PDFデータ）を提出することを条件に応募できる。

(2) 指定校推薦制度

指定校は、地区選考委員会が、地区とその近隣に所在する学校を指定し、当会が承認する。応募者は、指定校に2022年4月に在籍、進学、編入し（連合大学院に属する申込者は、直接指導を受け通学している学校を在籍校とみなす）、その指定校の推薦を受けた者。複数キャンパスがある学校に属する申込者は、通学しているキャンパスの地区の枠での申込みとなる。指定校は文部科学省が所管する大学を対象とする。

(3) 在籍課程・学年

- 学部課程 2022年4月に学部課程3・4年(医・歯・獣・医学部は5・6年)に在籍する者には、応募資格がある。
- 大学院修士課程 2022年4月に修士課程1・2年に在籍する者には、応募資格がある。
- 大学院博士課程 2022年4月に博士課程2・3年(医・歯・獣・医学系博士課程は3・4年)に在籍する者には、応募資格がある。
- ※ 上記と同等とみなされる課程・学年在籍者に応募資格を与える。
- ※ 修士課程3年制、法科大学院、専門職大学院、薬学部、薬学研究科、医学系「工学」専攻などは、修業年限によって対象学年が異なる場合がある。

(4) 学業・健康

学業優秀の他、異文化理解、コミュニケーション能力に対する姿勢や関心を持ち、心身ともに留学生活に耐えうる健全な者。

(5) 博士の学位

「博士」の学位を既に取得している者に、応募資格はない。
ただし既に取得している博士の学位(名称)と異なる研究をする場合には、応募資格がある。

(6) 年 齢

1977年4月2日以降に生まれた者 (採用年の4月1日時点で45歳未満の者)

(7) 他の機関からの奨学金との二重受給の禁止

- ① 当会からの奨学金は、他の機関からの奨学金(以下「他奨学金」と表記)およびこれと同種の個人に与えられる補助金などと同時に受けすることはできない。ただし、地方自治体による学習奨励金(在住の留学生全員が受給の対象となるもの)、学術上の貢献に対する一時的な褒賞金・報奨金・賞金、および授業料免除(減額)またはそれに相当する学校の奨学金、研究に直接必要な費用のみを使途とする研究助成は他奨学金とみなさない。
- ② 研究に直接必要な費用以外を含む研究助成もしくは、授業料免除(減額)またはそれに相当する奨学金以外の学校の奨学金などは、受給額によって判断する。大学・大学院年額:57万6千円未満(「留学生受け入れ促進プログラム」旧文部科学省外国人留学生学習奨励費相当額に満たない受給額)は併給を認める。それ以上は認めない。複数の受給がある場合は総額の受給額を対象とする。
- ③ 貸与型奨学金等、併給を認める。
- ④ テーチングアシスタント、リサーチアシスタント、インターンシップによる報酬は、併給を認める。
- ⑤ 申込中に他奨学金を受けていても当会奨学金に申し込むことが出来る。ただし、当会奨学金と他奨学金に同時に合格した場合には、どちらの奨学金を受給するかを選択する。
- ⑥ 当会奨学金と同時に他奨学金を受給した場合には当会の奨学生としての資格が取り消され、他奨学金との重複期間の奨学金を全額返済しなければならない。

種類	併給の有無
他奨学金	× 金額に関係なく併給を認めない
地方自治体による全留学生対象の補助金・奨励金・奨学金	○併給を認める
地方自治体による選ばれた者のみの補助金・奨励金・奨学金	× 併給を認めない
授業料免除・授業料減額 または相当する学校の奨学金	○併給を認める
一時的な褒賞金・報償金・賞金	○併給を認める
研究助成（研究に直接必要な費用のみ使途とする）	○併給を認める
・上記にあたらない学校による奨学金など ・上記にあたらない研究助成	△年額受給費によって判断する。 ○金額<57万6千円 × 金額≥57万6千円
貸与型奨学金	返済義務が明確なものに関しては、給与するものではないとみなして、併給を認める。
ティーチングアシスタント、リサーチアシスタント、インターンシップ	給与が発生する場合は、アルバイトと同様の扱いとし、入管法で定められた時間の範囲内であれば併給を認める。

(8) 米山奨学金の非重複性

過去に米山奨学金を受給した者には、応募資格はない。

5 奨学金額と奨学期間

(1) 奨学金額

奨学金種類	奨学金額
学部課程ロータリー米山記念奨学金	月額 10 万円
修士課程ロータリー米山記念奨学金	月額 14 万円
博士課程ロータリー米山記念奨学金	

(2) 奨学金支給期間

採用された際の学年、および在籍課程への入学月によって奨学期間が異なる。在籍課程へ 9、10 月に入学している場合は、以下のとおり奨学期間が短縮される（終了年月は、各大学の課程修了年月によって異なる場合がある）。期間途中で課程を修了する場合はその修了年月で奨学期間が終了する。

【4月入学】

2022年4月採用時の課程・学年	支給期間	奨学期間開始	奨学期間終了
学部3、医歯獣医学部5、修士1、博士2、医歯獣医学系博士3年目の場合	2年間	2022年4月	2024年3月
学部4、医歯獣医学部6、修士2、博士3、医歯獣医学系博士4年目の場合	1年間		2023年3月

【9・10月入学】

2022年4月採用時の課程・学年	支給期間	奨学期間開始	奨学期間終了
学部3、医歯獣医学部5、修士1、博士2、医歯獣医学系博士3年目の場合	9月入学：1年5(6)カ月	2022年4月	9月入学：2023年8(9)月
	10月入学：1年6カ月		10月入学：2023年9月
学部4、医歯獣医学部6、修士2、博士3、医歯獣医学系博士4年目の場合	9月入学：5(6)カ月	2022年4月	9月入学：2022年8(9)月
	10月入学：6カ月		10月入学：2022年9月

* 4月以外の入学の場合、奨学期間が短くなる。

* 入学後、休学した期間がある場合は、課程修了年月を起点に最長2年間の奨学期間となる。

6 応募手続について

(1) 応募方法 *個人による当会への申込書の送付、持参は受けない。

- 申込者は、申込用紙を米山奨学会ホームページ(<http://www.rotary-yoneyama.or.jp/>)からダウンロードし、必要事項を記入の上、学校の該当窓口へ提出する。
- 学校担当者は、以下①から⑧の申込書類等の記載内容を点検・確認し、全員の書類をとりまとめて専用WEB画面で申込申請を行う。発送は受け付けない。⑨のみ学校担当者経由のメールで受け付ける。

(2) 必要書類と提出に際しての注意

申込書類は、以下の通り。申込者が手書きで日本語ですべて記入すること。記入は黒インク又は黒のボールペンではっきりとご記入ください。読み取れない場合は、その用紙が選考資料から外れます。

① 米山記念奨学生申込書	本人が記入した内容を学校担当者が専用WEB画面に入力する。
② 顔画像データ 3カ月以内に撮影したもの。上半身正面像 4.0 cm × 3.0 cm。1MB 以内。 写真店などで受け取ったデータまたはスマートフォン向け証明写真作成アプリケーションを利用した画像データなどを学校担当者に提出すること。	学校担当者は、申請登録の際に、jpeg、png、gif 形式で左記のサイズ、容量で専用WEB画面からアップロードする。
③ 経歴書	
④ 指導教員からの推薦状 必ず、指導教員の認印を押す。入学者、編入学者は、入学・編入学先の教員でなく、現在の指導教員による推薦状を提出する。学部生は、「指導教員もしくはこれに準ずる教員」とする。1枚に収め、ワードなどで作成の場合は、A4用紙に所定用紙と同じ項目を記載すること。 ※日本語でない場合は訳をつけてください。※外国人教員で印を使用しない場合は署名のみで可	学校担当者が PDF 化し、WEB 専用画面でアップロードする。 注) ③～⑥は、アップロードの前に、専用WEB画面にて付与される「申込番号」を担当者で必ず記入すること。
⑤ 研究計画書（当会所定用紙使用） 800字以内。日本語で黒インクまたは黒のボールペンを使用し、被推薦者本人が記入すること。所定の原稿用紙を使用のこと。所定用紙以外の提出は認めない。 テーマ：学部生「現在の学習・履修状況または計画」 大学院生「大学院での研究予定または現在までの研究状況」	
⑥ 小論文（当会所定用紙使用） 800字以内。日本語で黒インクまたは黒のボールペンを使用し、被推薦者本人が記入すること。所定の原稿用紙を使用のこと。所定用紙以外の提出は認めない。 テーマ：「なぜ、留学先に日本を選んだのか。日本留学を終えた後の将来計画」	
⑦ 日本における前年度の成績表、あるいは提出可能な最近の成績表 海外の学校から日本の学校へ入学予定で、日本の成績表が出ない場合、または学校の制度によりまだ成績が出ない場合は不要。面接に間に合う場合は会場に持参し提出。それ以降は受け付けない。成績表という名称でなくても成績、単位取得が確認出来るものであれば良い。	学校担当者が PDF 化し、WEB 専用画面でアップロードする。

<p>(8) 在留カード（被推薦者本人を証明するもの） 写真の付いている面の PDF データ。文字がはっきり見えるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在留期間：在留期限が 2021 年 10 月 1 日以降。 ・国籍：日本国籍以外（「4. 応募資格の(1)国籍とビザ」を満たすこと） ・在留資格：留学（難民認定を受けているものは「難民認定証明書」を追跡出来る形で当会宛に送付すること）「留学」、「難民」以外の場合は、2022 年 3 月 25 日までに在留資格を変更し、メールに添付して提出すること (宛先 gakumu@rotary-yoneyama.or.jp)。 	<p>学校担当者が PDF 化し、WEB 専用画面でアップロードする。</p>
<p>(9) 合格通知・編入学許可書 2022 年 4 月に編入学予定、入学予定の者は、以下 Aあるいは B のいずれかを提出する。 A. 編入学許可書の PDF。 B. 合格通知書の PDF。 *申込書に記入した 2022 年 4 月在籍予定校（学部・研究科、専攻）に不合格になった者は、学校担当者を通して当会へ連絡すること。この時点で応募資格を失う。</p>	<p>学校担当者は、入手出来次第、メールに添付し提出する（宛先 gakumu@rotary-yoneyama.or.jp）。提出の最終期限は 2022 年 3 月 25 日。ただし、高専専攻科 1 年または修士 1 年合格者に関しては事情により期限を考慮する場合がある</p>

必要書類以外（指導教員以外の推薦状や研究資料など）は、受理しない。送付された場合は、審査の対象としない。

（3）申込締切

締切：10 月 15 日

被推薦者は、2022 年 4 月に在籍（進学、編入）する指定校の担当者へ各指定校の定める学内募集期間内に申込書類を提出する。学校担当者は、期限内に専用 Web 画面にて登録申込みを完了する。

*連合大学院に属する学生は、直接指導を受けている（通学している）大学を在籍校とみなす。その在籍校が指定校となっている事が条件となり、その指定校から申込みをする。

7 選考試験

（1）選考試験案内：

指定校担当者宛に、2021 年 11 月下旬～12 月下旬通知
※指定校担当者専用 Web 画面にて公表。地区によっては地区からも案内が発送される。

（2）選考試験対象者：

被推薦者全員に選考試験を実施する。

（3）選考試験日程：

2021 年 12 月初旬～翌年 1 月末日の間に実施する。地区によって日時場所が異なり、学校担当者が専用 WEB 画面から確認が出来る。11 月中旬頃から報告の早い地区から順にアップデートしていく。被推薦者は、学校担当者から日時・場所などが伝えられる。

（4）選考試験内容：

面接試験。面接は原則として日本語で行われる。地区によって筆記試験を実施する場合がある。

※合格した場合の奨学期間内に、留学を予定している場合は面接で申し出てください。

推薦を依頼したロータリー地区で選考試験が実施される。

* 連合大学院に属する学生の場合、直接指導を受け通学している大学を在籍校とみなす。

（5）受験場所：

8 選考結果発表

選考内定結果は、12 月中旬～2 月初旬頃に、決定地区順に指定校担当者専用 Web 画面にて公表すると共に、3 月末までに合格結果が学校担当者あてに送付される。複数の地区から推薦依頼があった学校には、地区ごとに通知が送付される。学校担当者は、合格者に合格通知を配付する。また、不合格者のみの学校へは郵送はせず、メールにて 3 月末までに不合格を連絡する。

結果発表後、合格内定者は、3月1日までにWEB上で奨学金受給回答と連絡先などの登録を行う。Web上の登録方法は、Webでの合格内定公表の際、案内をする。尚、地区内で合格者（または合格内定者）が辞退した場合、補欠者からの繰り上げとする。ただし、繰り上げ期限はその地区的オリエンテーション開催日（4月～5月中旬頃）までを期限とする。

* 合否に関する問い合わせには、一切答えない。

公益財団法人 ロータリー米山記念奨学会
Tel(03)3434-8681 Fax(03)3578-8281
メール gakumu@rotary-yoneyama.or.jp

申込から採用までのQ & A

Q1. 指定校制度って何ですか？

当会では、毎年、日本国内にある学校約 560 キャンパスを指定校としています。基本的に、日本国内 34 地区に分かれるロータリー地区毎に、その地域内に所在するキャンパスを指定校としています。ただし、その内、10 校程度のみ、地区の採用方針に適う学校や、地区内のロータリークラブに通える距離のキャンパスである等という理由で「地区を越えた指定校」として指定する場合があります。

Q2. 現在通っている学校(キャンパス)は、指定校になっていますが、来年 4 月から通学する学校(キャンパス)は、指定校になつていません。申込みはできますか？

奨学金開始年の 4 月に通学するキャンパスが、指定校になつていなければ、申し込みは出来ません。キャンパス毎の指定校となつているため、複数の県にキャンパスを持つ学校は、同じ学校であっても、指定校になつている場合と、なつていない場合があります。当会、ホームページなどにある「指定校一覧」にて、地域別のキャンパスをご確認ください。

Q3. 複数の地区から指定校として選ばれている様ですが…？

当会の指定校制度では、Q1. の通り、学校所在地区以外の近隣地区が、地区を越えて指定をする場合があります。学校によつては、同じキャンパスで複数の地区から指定を受ける場合があります。複数の地区から指定を受けている場合は、それぞれの地区内の世話クラブに通うことを想定し、お申し込みください。

Q4. 連合大学院に所属しています。所属している学校と通学している学校のどちらから申し込みをしたら良いですか？

通学し、直接指導を受けている学校からの申込みとなります。そのため、所属している学校が、指定校に選ばれていたとしても、通学している学校が指定校に選ばれていなければ、申し込みは出来ません。

Q5. 奨学期間中に、母国に帰ることはできますか？

当会の奨学金は、日本に在留する留学生を対象としています。そのため、奨学生は、4 月から 3 月までの 1 年間で、出国出来る日数が決められています。詳細は、P. 12 「確約書」の 2. 1) をご参照ください。

Q6. 申込時に、出国している学生の申込みは出来ますか？

申込みは可能ですが、出国中の学生が申し込みをしたとしても、日本で面接を受けられない場合は「無資格」となります。面接は地区によつて日程が異なりますが、12 月から翌年 1 月頃に行います。

当会の奨学金制度は、日本で面接をし、合格後は、日本でロータリー会員との心のふれあいを通して眞の国際交流、相互理解を深め、ロータリーの奉仕の心を学んでいただきます。奨学生の義務として、地区行事、毎月の例会に出席をして頂く必要があり、それを踏まえてお申し込みをしていただいています。

Q7. 合格後にすることはありますか？

合格者は、合格通知と一緒に送付する案内の通り、3 月 1 日までに WEB 上で奨学金受給回答と連絡先などの登録を行ってください。

Q8. 合格通知をもらつたらもう奨学生ですか？

奨学生になるためのオリエンテーションが 4 月頃に各ロータリー地区で開催されます。このオリエンテーションにて、奨学生の心得や基本的な約束事項の説明を受け、「確約書」に署名をしていただくと正式な奨学生となります。オリエンテーションに出席し、「確約書」を提出しなければ、奨学金が支給されません。

Q9. いつから奨学生を受け取ることができますか？

オリエンテーションに参加して、確約書に署名したあとに支給されます。4月分の奨学生は、地区のオリエンテーションの場で渡される場合と、オリエンテーション後に、クラブ例会に出席して渡される場合があります。

Q10. オリエンテーションの日程はいつわかりますか。欠席した場合どうなりますか？

オリエンテーション開催一ヶ月前頃に開催地区から案内が送られます。地区によって、学校経由で送られる場合と奨学生に直接送られる場合があります。更に、当会ホームページトップページの「News & Topics」にて、全地区の日程・場所を公表致します。欠席は、原則として認められません。

Q11. 奨学生はどのようにして受け取るのですか？

4月分は、地区によっては、オリエンテーションで渡す場合がありますが、それ以外は、世話クラブの例会に出席した際に、当月の奨学生が支給されます。当会の奨学生は、世話クラブ・カウンセラー制度という、経済的支援にとどまらない心の交流が大きな特長となるため、原則、銀行振込による支給はしません。奨学生になる方は、奨学生をもらいに来ているだけ”という奨学生にはならないようにしてください。

Q12. 奨学期間中に休学をする予定です。申込みは出来ますか？

申込みは可能です。申込書でも、3ヶ月以上の出国や休学予定を聞いていますが、記入後に出国予定や休学予定が決まりましたら、面接などで事前に地区へ申し出てください。奨学期間に、正式に休学が決定した場合は、休学申請が必要となります。ただし、クラブや地区主催の行事への欠席が続いたり、積極的に休学を利用して奨学生としての義務*が果たせない学生は奨学生としてふさわしくないと判断される場合があります。当会の奨学生は、単に、奨学生を渡すだけではなく、クラブ・地区での交流を通じて国際理解やロータリー精神などを学んでいただくことを主な目的としています。

学校担当者の方は、留学、出産、育児、介護、病気で帰国等長期に不在となる状況の有無をあらかじめ確認のうえ、奨学生の義務を果たせる方をご推薦ください。

*奨学生としての義務：確約書参照

Q13. 申込み後、病気(または妊娠・出産・怪我など)をしました。どのような手続きが必要ですか？

面接やオリエンテーション開催前の場合は、至急、学校担当者から地区または奨学会へご連絡ください。奨学生としての義務*が果たせない場合は、申込みや合格を辞退していただく場合もあります。また、合格後は、世話クラブに、十分に事情を説明し、ご理解いただくことが必要です。

*奨学生としての義務：確約書参照

Q14. 申込み後、応募資格に関わる変更の可能性がある場合はどうしたら良いですか？

至急、地区または奨学会へご連絡ください。休学、留年など、学校の在籍状況に変更の可能性がある場合も必ずご連絡ください。

Q15. 結婚して在留資格が変更になりますが、奨学生としての資格はどうなりますか？

申込時だけでなく、その後、奨学生になった場合も、在留資格が「留学」、「難民」（地区奨励は、「留学」、「難民」、「研修」、「文化活動」）でなければ奨学生としての資格を失います。結婚をしたとしても在留資格が「留学」でいる必要がありますのでご了承ください。

指定校担当者の皆様 および 指導教員の皆様へ

～ご推薦にあたって、ロータリー米山記念奨学生をご理解いただくために～

将来、日本と世界とを結ぶ「懸け橋」となる人材を育て、国際親善と世界平和に寄与したい
という日本のロータリークラブ会員の願いから始まった外国人留学生支援です

**米山奨学生の最大の特長は、
「世話クラブ・カウンセラー制度」です**

様々な職業人や世代の集まりであるロータリークラブの
一つが「世話クラブ」となり、会員が「カウンセラー」
として奨学生をサポートします。



この奨学生は、日本全国のロータリー会員の寄付が財源です

米山奨学生に行っていただくこと = 米山奨学生の義務

- ✧ 月1回以上の例会(ミーティング)出席
- ✧ 年2回の「奨学生レポート」(エッセイ)の提出
- ✧ スピーチの実施と、親睦行事や奉仕活動など地区行事へ参加



学校や研究だけでは得られない幅広い分野の人との交流を通じて、日本文化や日本社会のマナー、国際親善と奉仕の精神を理解していただくことを目的とし、奨学生には年間を通じて交流行事に参加していただきます。また、オリエンテーションや奨学期間終了式に指導教員や学校ご担当者にご参加いただくことがあります。

経済的に困窮している人や成績優秀者のみ対象ではありません

世話クラブを中心とする交流に参加することによって国際親善と奉仕の精神を学んでいただく奨学生であることを申込者と指導教員の皆様にもご理解いただくようお願ひいたします。合格後、オリエンテーション欠席や時間がとれない等の理由で例会・行事欠席、奨学生の途中辞退や、当会の「休学」申請を積極的に利用する状況にならないよう、留学、出産、育児、介護、病気、経済的理由などによる長期帰国等の学籍状況をあらかじめ確認のうえ、米山奨学生の義務を果たせる方をご推薦ください。(出産・育児・介護等に該当する方も、意欲的に参加可能な方はご応募ください) また、成績不良等による留年や退学予定、学費納入や在留資格更新状況などによって除籍などの可能性が無いこと、学則違反の可能性や問題行動が無いことなども確認のうえご推薦ください。

終了後も、元奨学生たちは“米山出身者”的絆を大切にしながら、同窓会を通じて社会奉仕活動をしたり、個人として母国の社会や教育の発展に携わったり、駐日大使として「懸け橋」の役割を果たすなど、世界の様々な場所で活躍しています。
その模様は下記サイトで紹介しています。

- <https://www.youtube.com/user/RotaryYoneyamaMF>
- <https://www.facebook.com/RotaryYoneyamaMemorialFoudation>

学内公募し
ご推薦くだ
さい

帰国後も世話クラブの皆様が続けて応援してくださり感謝しています。母国と日本の懸け橋として活躍する事が自分の責任だと常に思って後輩の支援を続けています。
(2013-14 奨学生／ベトナム)

ロータリアンがくれたのは、奨学生だけではない。友情だけでもない。一番大切な、人生の生き方を教えてくれました。
(1995-97 奨学生／中国)



奨学生番号:

奨学生氏名:

見本

確 約 書

所属地区	
学校・課程・学年	
奨学生支給期間	
奨学生種類・金額	

奨学生として選ばれたことを誇りとし、その義務と責任において、世話クラブのカウンセラーと常に連絡を密にして、国際理解と親善のために努めます。また、月1回以上世話クラブ例会に出席します。奨学生は世話クラブ例会に出席した際に受け取り、これを学業および研究・文化交流・地域活動への参加など有意義な活動に役立てます。なお、以下の項目を守ることを確約します。

確 約 事 項

1. 次のような場合には、原則として奨学生が打切られることに同意します。

1) 世話クラブの例会に欠席し、2ヶ月以上連絡をしなかった場合

2) 「米山奨学生レポート」を提出しなかった場合

奨学生は、9月と2月に「米山奨学生レポート」を提出しなければなりません。未提出の場合は翌月の奨学生が停止され、督促に応じなかった場合は、原則として奨学生が打ち切りとなります。

3) 予定された卓話（スピーチ）や、地区で開催される行事に正当な理由無く協力しなかった場合

奨学生は、クラブ例会における卓話や、地区開催行事に参加する事を義務とします。やむを得ず欠席する場合は、必ず事前にカウンセラーへ理由を伝え理解してもらうことが必要です。

2. 次のような場合には、奨学生が打切られることに同意します。

1) 当財団が定める「出国に関する規程」に反したとき。

日本を出国する場合は、事前に別途定める「出国届」を奨学生本人がWeb上で届け出る。クラブへは奨学生本人から報告する。出国が認められる期間は、年間通算60日。ただし、研究目的、病気、慶弔などやむを得ない事情のため、国外に出る必要があると指導教員が許可した場合は、通算90日まで認める。

2) 当財団が定める「休学・復学に関する規程」に反したとき。

学校を休学または在籍しながら研究に必要な短期留学をする場合、休学を奨学期間内で6ヵ月まで認める。ただし、兵役の場合に限りその期間に応じ6ヵ月以上の休学を認める。

3) 停学又は退学の処分を受けたとき。

4) 学業成績不良により留年したとき。

5) 在籍校および在籍課程を変更したとき。

6) 他の機関から奨学生およびこれと同種の個人に与えられる補助金などを受けたとき。

該当者は二重受給期間中の奨学生を当財団へ返済する。

7) 奨学生としてふさわしくない行為があったとき。

8) 就職が決定し、正式に就労を開始するとき。

9) 在留資格が「留学」でなくなったとき、または「難民」認定を取り消されたとき。ただし、奨学生としての義務を果たし、奨学期間後の就職を目的に在留資格を変更する場合はこれに限らない。

3. 奨学期間に当該課程を修了し、学位を取得した場合は学位の取得年月をもって奨学生支給を終了します。

4. 奨学期間終了後も、ロータリークラブとの絆を大切にして、近況を少なくとも年1回年賀状や電子メールでクラブ、カウンセラーに報告をします。また、住所・所属先、メールアドレスの変更があった場合は奨学会ホームページで登録します。

20 年 月 日

公益財団法人ロータリー米山記念奨学会 御中

奨学生となるにあたって、上記のとおり確約いたします。

奨学生署名(日本語でご記入ください)